

ホームページを
ご覧下さい。
「厚木爆同」で検索
して下さい。

厚木爆同

【発行】
厚木基地爆音防止期成同盟
発行責任者 石郷岡 忠男
事務所 大和市桜森3-5-3
フロント1F
TEL 046-240-7450
FAX 046-261-5615
bakudou@kanagawa.email.ne.jp



厚木爆同学習会

前号に引き続き、昨年11月30日に行われた学習会の報告をします。今号では、もう一つのテーマであった「日米地位協定の課題と他国の地位協定比較」についてです。

日米地位協定は米軍の地位だけでなく、施設・区域の提供についても規定するもので、施設・区域の提供と駐留米軍の地位が定められています。

まず、施設・区域の提供については、無制約な提供条件や手続きの問題があり、それに関して地元地方自治体と国家意思の対立が起こっています。具体的には、辺野古基地建設問題が挙げられます。

厚木爆同学習会

国内法が適用できる 日米地位協定に



綾瀬支部交流バーベキュー

次に、基地内に日本法令が適用されない問題があります。具体的には政府や自治体の関係者が基地内立ち入りができないことや、基地内事故による環境汚染・破壊に対応できない事が挙げられます。

また、施設・区域外の訓練については、地位協定上の規定はありません。根拠がないにもかかわらず、米軍訓練空域や管制空域の承認されています。

綾瀬支部
交流バーベキュー開催

暮れも押し迫った昨年12月21日、綾瀬支部では爆音訴訟原告団綾瀬支部と合同で支部交流バーベキューを開催。会員が利用している市内吉岡東の畑にある会場に16人が参加。楽しい時間を過ごしながら交流を深めました。

(情宣部 越川好昭)

10月の綾瀬支部会議だったろうか。戦時中の防空壕の話を知った。

泣き止まぬ赤ん坊を抱いた母親が「壕から出ていけ」と言われたという。もし、そこに自分がいたとしたら、生きた心地がしただろうか!? “優しさ”とか“思いやり”などというセリフは、平和があつてこそ成立する言葉だ。

聞いてー聞いてー (厚木爆同会員の声)

今の概ね平和な日本社会も、元からあった訳ではない。戦争で犠牲になった多くの先人たちの流した血と涙があったからだ。それだけでなく。久遠の平和を希求する大勢の人たちの平和運動があつてこそこの話だ。

私は厚木爆同が結成された年に生まれた。次の世代に先人たちの平和への思いを引き継いでいかなければならない世代だ。空からの爆音

厚木爆同と第五次原告団が共同して、航空機の目視調査を10月28日から5日間行い、厚木基地滑走路の両端で飛行回数、総音量、機種、飛行方向などを調査しました。

国や自治体は、岩国移駐後騒音が減ったと宣伝しています。確かに私たちの運動の成果もあつて、100dB以上の艦載機の爆音は少なくなりました。

けれども目視調査では、早朝や深夜の自衛隊機の定期飛行を始め、自衛隊の哨戒機P-1などの



日米のヘリコプターも頻繁に飛んでいる

P-1などは離着陸訓練、ヘリコプターは低空飛行

目視調査を実施

認を行い、施設・区域外の活動を認している現実があります。具体的には横田ラブコン問題、米軍空域の設定や自衛隊訓練空域の米軍使用問題などがあり、日本の主権が脅かされています。

このような地位協定の実態は日

(情宣部 森 謙治)

本だけのことで、ドイツ・イタリアでは、基地内立ち入りも国内法の適用も認められています。

米軍に対して国内法が適用できないような抜本改定が必要です。



自衛隊の哨戒機P-1の低空飛行の騒音は大きい

ない、あらゆる地域で低空を飛ばすという実態がわかりました。

騒音被害は続いています。解消に向けて、これからも頑張りましょう。

(情宣部 森 謙治)

（会員のみなさんの声を募集します。厚木爆同との関わり、厚木基地への意見をお寄せください。）

を止めることも大事だが、運動の原点にある“反戦平和の志”を改めて心に刻み、これから生まれて来る子どもたちにも、しっかりと伝えていかなければならない。そんな事を痛感させていただく事ができた、支部会議のお話でした。

(綾瀬支部 岡 徳行)

1976年、駆け込み寺の つもりで訴訟に踏み切る

60周年記念特集、今回は第一次から第五次に及ぶ爆音訴訟をまとめました。厚木爆同は1960年に結成して以来、爆音の解消を求めて地元行政や議会、国などに対して「爆音と飛行時間及び区域の規制」や「危険地域住民の有償移転」等の要請を行いました。61年5月には横浜地方法務局と神奈

川県人権擁護委員会連合会に、人権侵犯の申し立てをしました。その結果、法務省人権擁護局は64年5月に「騒音被害に際して一定の基準を設け、その限度を越える具体的被害に対しては、救済できる方途が開かれることが望ましい」という見解を示し同年10月、防衛施設庁(当時)に通知しましたが、国の関係機関はその後も救済策をとりませんでした。

年2月、大阪国際空港公害訴訟一審判決で、午後9時から翌日早朝の飛行の一部差し止めが認められました。75年2月には、大阪高裁判決で「午後9時から午前7時までの飛行差し止め」と「過去分と将来分の損害賠償」を勝ち取りました。

そういう状況を見て76年9月、厚木爆同は国を相手に「爆音のない静かな空を取り戻そう」と、「駆け込み寺のつもりで司法に救いを求め」て、横浜地裁提訴に踏み切りました。

しかし、裁判所では国に対して損害賠償命令は出るものの、将来分の損害賠償請求は却下。飛行差し止めは門前払いで、審議がされない状況が第4次訴訟まで続きました。将来請求と飛行差し止めを勝ち取るために、現在の第五次訴訟が行われています。

損害賠償を勝ち取った 第二次訴訟

1976年～1995年

第一次訴訟(鈴木保団長)は76年9月8日、原告92名で横浜地裁に提訴。原告はすべて、大和市内の厚木爆同会員でした。

27回の公判を経て82年10月20日、横浜地裁は判決を出しました。飛行差し止め請求については自衛隊機、米軍機共に「民事訴訟は許されない」という理由で却下。将来分損害賠償請求も却下。過去分損害賠償請求のみを認めた内容で、原告団はこれを不服として11月2日、東京高裁に控訴。

年4月9日に出た判決は、過去分損害賠償請求を取り消す不当判決でした。原告団は4月23日、最高裁に上告し、審議を求めました。

93年2月25日に出た最高裁判決は、飛行差し止め請求と将来分損害賠償請求は棄却。過去分損害賠償請求を棄却した部分については高裁差し戻しとするものでした。

95年12月26日、東京高裁差し戻し審判決で、W値80以上の地域に住む原告に対して、過去分損害賠償支払いが国に命じられ、第一次訴訟は19年間の闘いが終わりました。

自衛隊機の飛行差し止め判決を覆した最高裁 第四次訴訟

2007年12月～2016年12月

第四次訴訟(藤田栄治団長から金子豊貴男団長に途中交代)は、「飛行差し止め」を求めました。さらに、米軍機と自衛隊機の飛行差し止めに関して従来の民事訴訟だけでなく、行政訴訟も提起しました。原告数は、最終的に7054名となり、基地騒音訴訟の原告としては過去最高規模となりました。

地裁判決では損害賠償額の増額を認めるだけでなく、自衛隊機の夜間飛行差し止めを命ずる画期的なものでした。その後の高裁判決でも自衛隊機の夜間飛行差し止めを命ずるとともに、損害賠償について将来請求を認めるものでした。しかし、最高裁は「自衛隊の公共性」を口実としてこれらの判決を覆してしまいました。

第三次訴訟(眞屋求団長)では原告数を増やして国に対して圧力をかけ、運動のすそ野を広げるために、これまで厚木爆同会員だけで取り組んでいた原告を一般市民にも参加を呼びかけ、一世帯一原告の制限も外した結果、5047名という大きな原告数になりました。そのため厚木爆同とは別に、初めて原告団という団体を組織しました。訴訟の請求内容では激しい議論を経



地裁、高裁では自衛隊機の飛行差し止め判決を勝ち取る

損害賠償地域を75W値以上に拡大 第三次訴訟

1997年12月～2006年7月

第三次訴訟(眞屋求団長)では原告数を増やして国に対して圧力をかけ、運動のすそ野を広げるために、これまで厚木爆同会員だけで取り組んでいた原告を一般市民にも参加を呼びかけ、一世帯一原告の制限も外した結果、5047名という大きな原告数になりました。そのため厚木爆同とは別に、初めて原告団という団体を組織しました。訴訟の請求内容では激しい議論を経

て、飛行差し止めを外しました。これは、飛行差し止めを求めている司法的救済を得られる見込みが少ないので、原告数を増やして損害賠償額を上げ、騒音被害は違法であるということ政府に圧力をかける方がより現実的な爆音解消につながるという意見があったからです。しかし厚木爆同内で反発が強かったため結局、口頭弁論で必ず飛行差し止めに触れることを条件

に、損害賠償請求だけを行うことになりました。訴訟の結果は、2003年に東京高裁で損害賠償の対象地域をW値75以上の地域となり、これまでのW値80以上

危険への接近論が出た 第二次訴訟

1984年10月～1999年7月

第一次訴訟が行われている中の84年10月、第一次訴訟を支援するために第二次訴訟(笠間繁雄団長から池田能克団長に途中交代)を提訴しました。原告団は厚木爆同会員に限りませんが、地域的には基地周辺6市に広がり、161名となりました。訴訟は第一次と同じ内容。

92年横浜地裁の判決は、提訴の3年前から結審までの過去の爆音被害に対してW値80以上に住む原告に対しては損害賠償を認めました。しかし、W値80未満の地域に住む原告は損害賠償が認められなかったため、原告被告双方とも判決を不服として東京高裁に控訴。

99年7月、東京高裁判決が出ました。飛行差し止め請求では、自衛隊機については「民事請求は認めない」、米軍機



横浜地方裁判所に向かう第一次訴訟原告団



東京高等裁判所に向かう第二次訴訟原告団

については「運輸を日本政府が制限できるような条約や法律は存在しない。支配の及ばない第三者に対する請求はそれ自身が失当(第三者行為論)」として却下。

損害賠償では、過去分は出ました。けれども、73年に横須賀に空母が入港した後、爆音が社会問題になったので、74年以降に居住した原告については、「被害を受けることを認識できたはず」(危険への接近論)として、損害賠償額を一部減額するという、後退した新たな考え方が示されました。

原告団は、危険への接近論が最高裁でも確定されることで、継続中の第三次訴訟に悪影響が出ることを避けるために上告を断念。国も上告しなかったため、第二次訴訟は高裁判決で確定しました。

司法のあり方に迫る 第五次訴訟

2017年8月～

第四次訴訟でも高裁判決で出た自衛隊機の飛行差し止めを最高裁が覆し、飛行差し止めも相変わらず門前払いになったため、第五次訴訟(天波修二団長)を提訴することを決めました。

第五次訴訟では、ドイツやイタリアの例を出して、飛行差し止めを門前払いにする司法のあり方変えるように迫っています。原告数は8015名と、厚木基地爆音訴訟では過去最大になりました。

福田護弁護士団長は、第1回口頭弁論で次のように述べています。「ドイツ、イタリア」各国とも、駐留する他国軍隊に対しては自国の主権を確保する努力をし、成果を挙げているのであって、日本においても、「米軍のやることには何も言えない」「国の支配が及ばない」などと米軍の権限や活動を最優先し、その犠牲を国民に押しつけるあり方は根本的に見直されなければなりません。そしてそれを是認してきた司法のあり方も、根本的に変更されるべきものです」。

から拡大した判決が出されました。「危険への接近論」を理由とした賠償額の減額はさせないことを勝ち取りました。原告団はこの判決を積極的に支持して最高裁に上告をしない方針を決定し、国も上告しなかったため、第三次訴訟は高裁判決で終了しました。



横浜地裁に向かう第五次訴訟原告団

これまで激しい爆音をまき散らしていた米軍艦載機は17年3月、ヘリコプター部隊を残して岩国に移駐。その後、大きな爆音は減少しましたが自衛隊機の爆音もあり、70デシベル以上の爆音は2割強しか減少していません。引き続き爆音解消の運動を強化していきます。

※W値 航空機による騒音の評価指標の一つ。WECPNL、うるささ指数とも呼ばれる。



被害地域の拡大を勝ち取った第三次訴訟

年間騒音13,764回 月1,000回を超える違法騒音

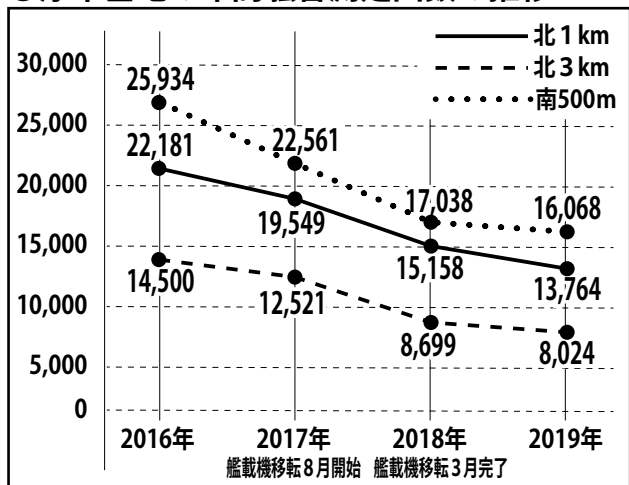
私たちは、米空母艦載機の岩国基地への移転後も厚木基地を離着陸する航空機の騒音に悩まされており、生活のさまざまな面で大きな被害を受けています。

このような中、昨年・2019年の厚木基地滑走路北1km地点での年間騒音測定回数(70dB以上の騒音が5秒以上の継続音)は、13,764回となり、月1,000回を超える騒音が発生(図表参照)しています。

この13,764回という騒音測定回数は、2018年3月末に艦載機の移転が完了した後、はじめて年間を通しての騒音測定回数であります。

艦載機の移転直後は、騒音測定回数の減少が顕著になっていましたが、艦載機移転後の翌年・2019年の騒音測定回数を見ますと、騒音の減少傾向は微減に留まっている(図表参照)こ

●厚木基地の年間騒音測定回数の推移



●年間騒音測定回数の減少率

年	17/16	18/17	19/16	19/17	19/18
北1km	12	22	40	30	9
北3km	14	31	45	36	8
南500m	13	24	38	29	6

●厚木基地 北1km地点 月別騒音測定回数の推移

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間数
2016年	1,754	2,366	2,142	2,442	2,726	1,551	1,130	2,153	1,415	1,194	1,251	2,057	22,181
2017年	1,596	1,781	2,087	2,429	2,734	1,423	1,104	1,566	1,867	842	1,001	1,119	19,549
2018年	1,286	1,430	1,307	1,461	1,725	1,188	1,096	1,159	945	1,359	1,217	985	15,158
2019年	1,079	1,254	1,421	1,601	1,434	1,081	810	892	1,071	969	1,127	1,025	13,764

◆70dB以上の騒音が5秒以上継続したものを1回
◆測定回数は大和市基地対策課の資料より

超える違法な騒音を浴びせられている状況にあります。

違法騒音を解消させ、静かな空を取り戻すために、引き続き米軍機・自衛隊機の哨戒機や輸送機・ヘリコプター機などの騒音解消に取り組んで行きましょう。
(書記長 荻窪幸一)

12・14 町田支部集会 基地強化に 反対する講演

昨年12月14日の町田集会は、町田市最北部・小山地区における騒音問題と4年前(2015年)の相模補給廠の火災事故をふまえて、厚木爆同町田支部として、相模補給廠へのミサイル司令部の新設(移駐)と高高度防衛ミサイル(THAAAD)の攻撃部隊に反対を求め開催しました。

集会には、神奈川ワーカーズ・ユニオンの高久保委員長はじめ、キャンプ座間で定例デモや座り込みを粘り強く続ける皆さんにも結集をいただき、ミサイル基地にいらない宮古住民連絡会事務局長・清水早子さんと立川自衛隊監視テント村・大西一平さんの講演を行いました。

2018年9月28日、ハワイ駐留の第38防空砲兵旅団司令部が相模補給廠に突然新設(移駐)することが伝えられ、新司令部について、ヴェイエット・ルオン在日米陸軍司令官が次のように述べました。

① 沖縄・嘉手納基地の地对空誘導弾パトリオット(PAC3)の運用部隊、②「Xバンドレーダー」を運用する車力通信所(青森県)、③経ヶ岬(きょうが)



12・14 町田集会

みさき) 通信所(京都府)の3部隊の指揮をすでに開始しています。

④ 米国に軍事植民地とされたグアムに設置された、最新の迎撃ミサイルシステム「高高度防衛ミサイル(THAAAD)」「サード」部隊も同司令部の指揮下に入ることになりました。

05年の米軍再編計画にもなつて08年、キャンプ座間に米陸軍第1軍団司令部が発足。13年には中央即応集団司令部(水陸機動団)が、朝霞基地(埼玉県)から移転し、在日米軍のキャンプ座間に併設されていた自衛隊分屯地(71年共同使用開始)に新たな庁舎・隊舎が建てて自衛隊駐屯地に昇格しました。

一昨年(18年)春、陸上自衛隊総司令部(朝霞)が発足すると、中央即応集団司令部も、陸上自衛隊総司令部に統合され、座間駐屯地には「陸上自衛隊総司令部・日米共同部」が残し、米陸軍第一軍団司令部と庁舎を共同使用する事になり、陸上自衛隊の外国派兵部隊が米軍の指揮を受ける形が作

られました。

ここで詳しく、キャンプ座間と一体化した相模補給廠の機能について述べることは出来ませんが、18年末に改定された『中期防衛計画の大綱』がうち出した電磁波を扱う電子戦専門部隊の新設に係り、『産経新聞』は、次のように報道しています。

「専門部隊は、全国の部隊を指揮する陸上総体(朝霞基地)の傘下に置く見通し。離島防衛・奪還では水陸機動団が垂直離着陸機オスプレイや水陸両用車で敵を排除することを想定し、専門部隊との連携が重要になる」(19年8月20日)。(内は引用者)

米軍ミサイル司令部の相模補給廠新設(移駐)に反対します。

―高高度防衛ミサイル(THAAAD)の攻撃部隊は、憲法九条の破壊です。

(町田支部長 山本健治)

活用していただろう

NHK受信料の問答集

私たちは、NHK放送受信料制度そのものを否定するものではありませんが、航空機の爆音によってテレビの音がかき消され、まともな放送サービスを受けることができません。

そのため、爆音の解消にむけた活動のひとつとして、爆音被害地域のNHK受信料を爆音の加害者である国が全額負担することを求め、会員一人ひとりの意志に基づくものとして、NHK受信料の全額助成にむけ受信料の不払い活動に取り組んでいます。

そこで、先日、会員の皆様にお届けしました「NHK受信料問題問答集」をご活用ください。